

乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、中部山岳国立公園の乗鞍岳地区の自然環境を保全し、利用の適正化と安全確保を図るため、自動車による利用の適正化を達成することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 乗鞍岳地区における自動車利用の適正化
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる者によって構成する。

(役職員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監事 2名

2 会長、副会長、会計監事は会員の互選とする。

3 協議会に幹事をおき、幹事は会長が任命する。

4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 幹事は幹事会を構成し、幹事会は、協議会の運営のための具体的な事項を検討する。

4 会計監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は会長が招集する。

2 総会は、会長が議長となり、事業計画及び予算を議決し、事業報告及び決算を認定する。

3 幹事会は、事務局が議長となり、協議会の運営並びに事業の実施に必要な事項を審議する。

4 総会及び幹事会の成立は、会員の半数以上の出席を必要とする。

(会計)

第8条 協議会の運営並びに事業の実施に必要な経費は負担金、その他の収入によってまかなう。

2 会計は事務局が行い、協議会の経理を処理する。

3 会計監事は、会計事務を監査した結果を総会において報告する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、長野県地域振興局環境課とする。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約改正)

第11条 規約の改正は、総会において決定する。

(委任事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

(別表)

乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会構成員

環境省松本自然環境事務所長
林野庁中信森林管理署長
国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長
国土交通省長野国道事務所長
一般財団法人自然公園財団上高地支部所長
休暇村乗鞍高原支配人
(株)のりくら総合リゾートサービス支配人
長野県企画振興部交通政策課長
長野県環境部自然保護課長
長野県観光部山岳高原観光課長
長野県建設部道路管理課長
長野県建設部道路建設課長
長野県警察本部交通部交通規制課長
長野県松本地域振興局長
長野県松本建設事務所長
長野県松本警察署長
長野県環境保全研究所長
松本市商工観光部長
松本市商工観光部山岳観光課長
松本市環境部環境保全課長
松本市議会議長
松本商工会議所安曇支所長
松本市安曇大野川区町会長
乗鞍高原温泉旅館組合長
乗鞍高原温泉民宿組合長
アルピコ交通(株)松本支社長
上高地タクシー運営協議会長
のりくら観光協会長
北アルプス山小屋友交会乗鞍代表
長野県自然保護連盟会長
長野県山岳協会自然保護委員長
学識経験者(信州大学名誉教授 土田勝義)